

日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005
 県会議員 丸山 慎一 ☎047-424-6347
 <市議団控室☎436-3030 FAX420-7201>
 市会議員

岩井友子 ☎438-8647 関根和子 ☎447-0557
 事務所☎429-2160 事務所☎440-7950
 金沢和子 ☎422-5278 中沢 学 ☎493-8140
 坂井洋介 ☎404-2039 松崎さち ☎090-6156-8592
 佐藤重雄 ☎432-9872 渡辺ゆう子 ☎462-7273



〈高齢者支援で研究中のボランティアポイント〉 様々な分野のボランティアにも 公平な制度に

船橋市は地域包括ケアシステムとして、地域の方々がお互いの力を合わせ、支援を必要とする高齢者を支える体制づくりを進めています。

その中で、「地区社会福祉協議会」が行う高齢者を対象とする事業や、地域の「助け合いの会」が行う家事援助など、高齢者の生活支援を担うボランティアに対し「ポイント制度」の導入が可能かどうかの研究を行っています。

このボランティアポイント制度では、ボランティア活動を行った場合に、当該活動に見合ったポイントが付与され、これを貯めると「船橋ブランド商品と交換」等が検討されているようです。

他方、市の平成28年度版「市民活

動・ボランティアガイドブック」では、保健・医療・福祉の増進、子どもの健全育成、まちづくりの推進や環境の保全に関するボランティア事業等々「31もの事業が実施されている」と記載されています。多くの市民が「ボランティアは無償の自主的な奉仕活動」との思いで活動しています。

ボランティアポイント制度を導入するのであれば、行政関係のボランティア事業を横断的に見て、高齢者や障がい者を対象とするボランティア活動に参加している市民も、子どもを対象とするボランティア活動に参加している市民も、公平に活動内容に見合ったポイントを受け取れるようにすべきです。

他の自治体でも「目的が様々なボランティア事業に、ポイント制度を導入している」ところもあります。

「ボランティア事業に参加している市民への公平性をどのように考え、ポイント制度導入を検討しているのか」市を質したところ「今回は介護保険制度にある一般介護予防事業の枠組みの中で考えているが、ほかにいろいろボランティア活動をしている方との兼ね合いもあるので、関係部署からも意見を伺いながら慎重に検討する」と答えました。

ボランティアポイント制度導入に反対するものではありませんが、公平な制度づくりにすべきです。

「盗撮した」職員に2千万円支給?

「通勤時の電車内で盗撮した」として、昨年警察に逮捕され懲戒免職となった市職員からの審査請求に、市の公平委員会が処分を「懲戒免職」から「停職6ヶ月」に変更したため、それにより発生した「未払い分の給与」に係る「遅延損害金」の額を5万4514円に決定した――という報告が市長からありました。

報告の金額は「遅延損害金5万4514円」ですが、この処分の変更により、本人には、昨年12月支給分の「期末勤勉手当」を含む「未払い給与」約344万円、今年5月分の「給与」、今年6月支給分の「期末勤勉手当」、退職金約1450万円がそれぞれ基準通り支払われました。支払われた金額の合計は2千万円近いものになっています。

この職員のスマホ内には、警察の調べで「他に40件以上の盗撮とみられる動画」があり「常習的に盗撮していた可能性」も報道されています。公平委員会の裁決は、「被害者のうちの1人と示談が成立している」、「報道等で社会的制裁を受けている」としていますが、市は直接の逮捕容疑となった事件の検察処分については「個人情報だ」として明らかにせず、「40件以上」とされるその他の容疑については把握すらしていません。

「懲戒処分にした者に多額の『追い銭』を払うような措置に市民の理解は得られないのではないか」、「公平委員会に『再審』を求める場合に該当するのではないか」と質しました。市は「公平委員会は他の案件も考慮して

決定した」と答弁しました。しかし、市の開示文書では肝心の審査内容はすべて黒塗り。

1年で交代 国から派遣の副市長何のため

昨年の6月に選任された国から派遣された津村晃副市長が、国に帰ることになり、今議会、その後任に尾原淳之副市長が選任されました。

市長を補佐し、市の事務全般を監督する重責ある副市長（給料等年額約1333万円）ですが、2名の内1名は国からの出向職員を選任し、しかも2年程度で交代しているのです。

これまでも国からの出向人事は、国の地方支配のやり方の一つとして問題にしてきました。今回は特に、1年で交代です。優秀な人でも、船橋市と縁のなかった人が、突然就任し、力を発揮するためには一定の時間は

処分とともに情報開示のあり方も問われます。

必要で、これから力を発揮する時に交代ということなのです。

船橋市を良く知り、自治体の事務に精通した安定的に副市長を務められる人を選任するべきです。

国の出向職員の選任は「国の情報を得られる」ことを理由にしてきましたが、国からの派遣職員がいなければ国の情報が得られなければそれこそ問題です。

マイナンバーはじめ国の押し付けに地方は振り回され、国の出向人事は、地方を押さえつける役割を果たしています。日本共産党は、国からの出向職員の副市長選任の議案に反対しました。

日本共産党船橋市議団主催

無料法律相談

9月20日(水)
10月11日(水)

弁護士が相談を受けます
労働相談も受けています
会場：中央公民館
時間：午後1時～4時
要予約 ☎436-3030